

(仮称)ぬまづ健康福祉プラザ整備基本構想

- 概要版 -

- 沼津市多目的福祉施設・新沼津夜間救急医療センター複合施設 -



平成17年 3月

沼 津 市

本市では、沼津市多目的福祉施設（以下「多目的福祉施設」という。）及び新沼津夜間救急医療センター（以下「夜間救急医療センター」という。）のありかたについて、ほぼ同時期に提言及び答申を受け、両施設の内容や立地場所・建設時期等を勘案し、両施設を同一敷地に併設することが望ましいと判断し、基本構想をまとめた。

本構想では、多目的福祉施設と夜間救急医療センターの複合施設を(仮称)ぬまづ健康福祉プラザ（以下「健康福祉プラザ」という。）と称することとする。

1 基本方針

(1) 整備の目的

市民生活の基盤である家庭と地域社会が、共生と相互扶助の理念に基づき自立・連帯してまちづくりに取り組むために

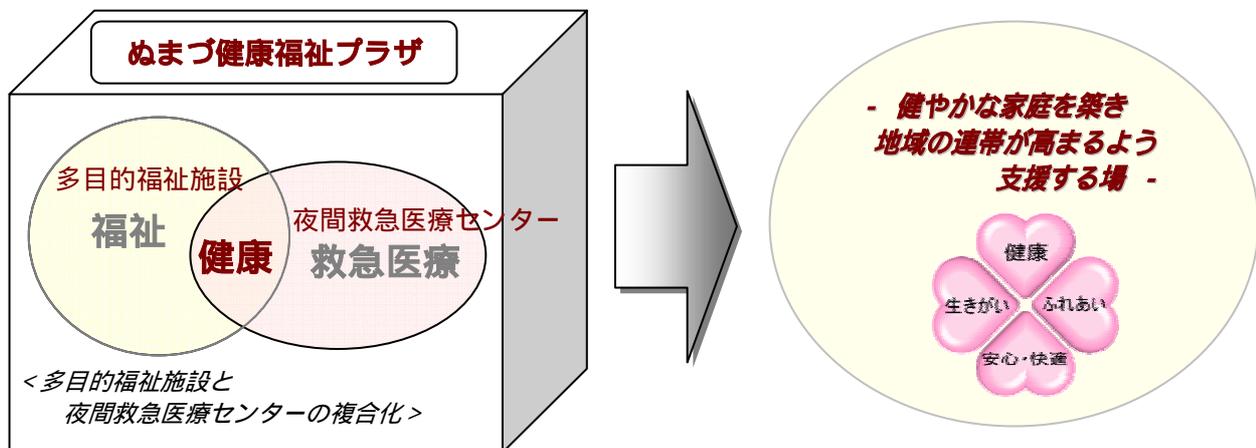
「生涯を通じて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすまち」を実現するために

福祉・保健・医療の連携による

地域福祉と健康づくりの新たな拠点として整備

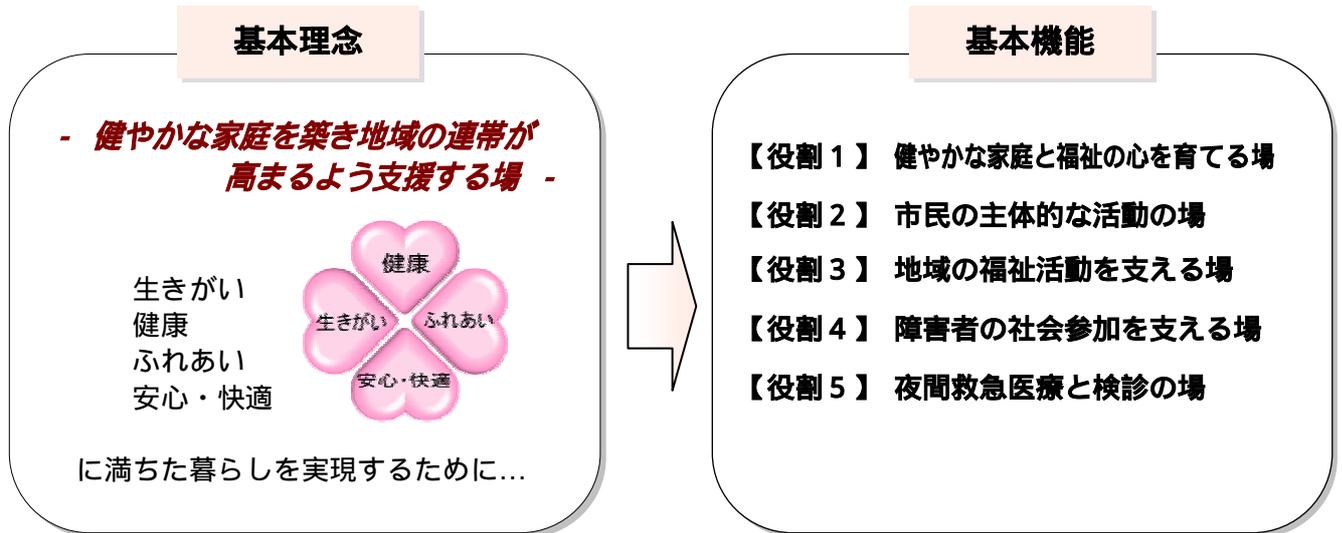
(2) 基本理念

健康福祉プラザは、「健やかな家庭を築き地域の連帯が高まるよう支援する場」を基本理念とし、「生きがいのある暮らし」、「健康な暮らし」、「ふれあいのある暮らし」、「安心・快適な暮らし」という4つの基本テーマが家庭や地域において実現され、この施設を通して市民一人ひとりが健康で、互いに連帯し支えあい高めあうことができるよう整備を進めていく。

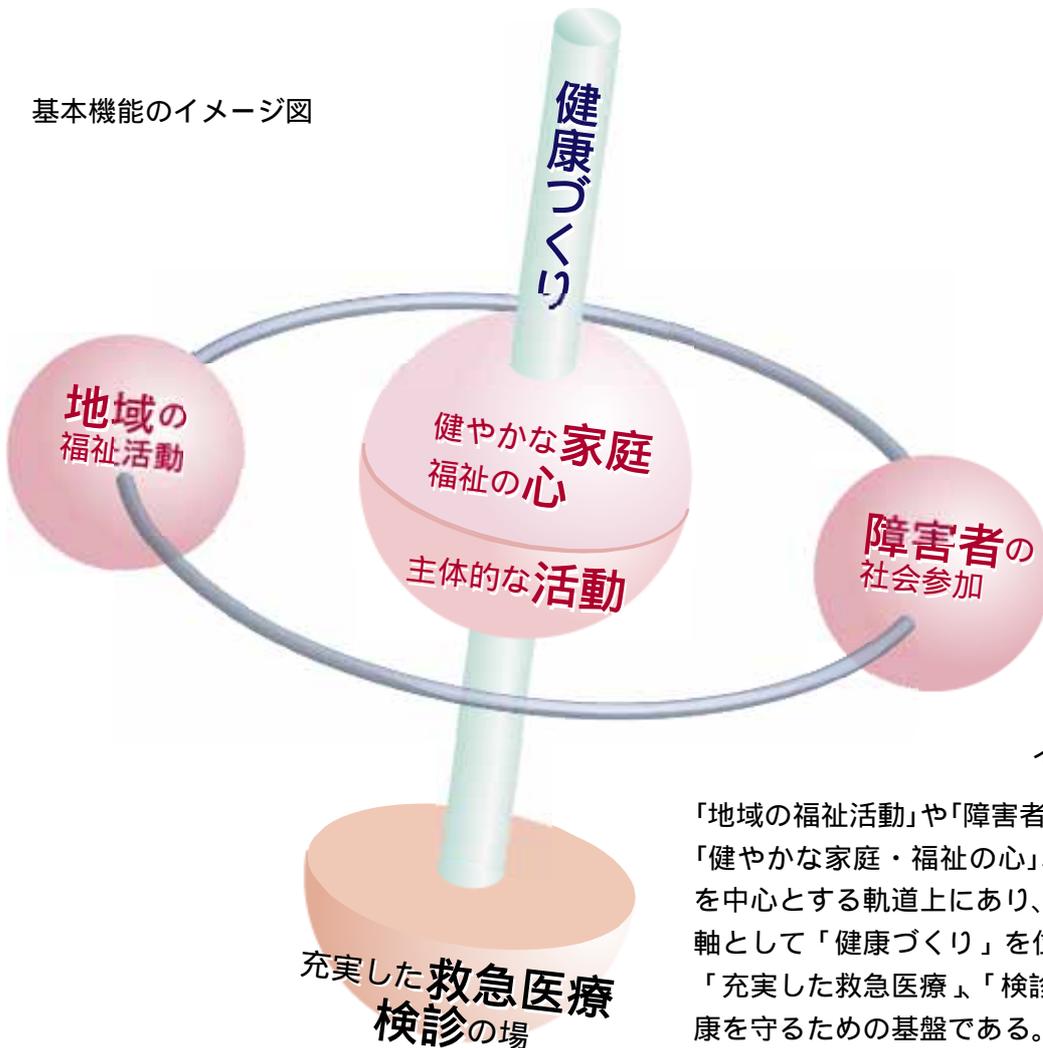


(3) 基本機能

健康福祉プラザは「健やかな家庭を築き地域の連帯が高まるよう支援する場」という基本理念のもとに、健康づくりや医療の整った環境の中で、市民が健やかな家庭と福祉の心を育みながら、主体的に福祉活動に取り組み、地域福祉活動と障害者支援を活発に実践する場となるよう整備する。



基本機能のイメージ図



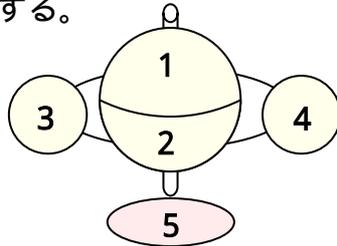
イメージ図の意味

「地域の福祉活動」や「障害者の社会参加」は、「健やかな家庭・福祉の心」、「主体的な活動」を中心とする軌道上にあり、これらを支え貫く軸として「健康づくり」を位置づけると共に、「充実した救急医療」、「検診の場」は、この健康を守るための基盤である。

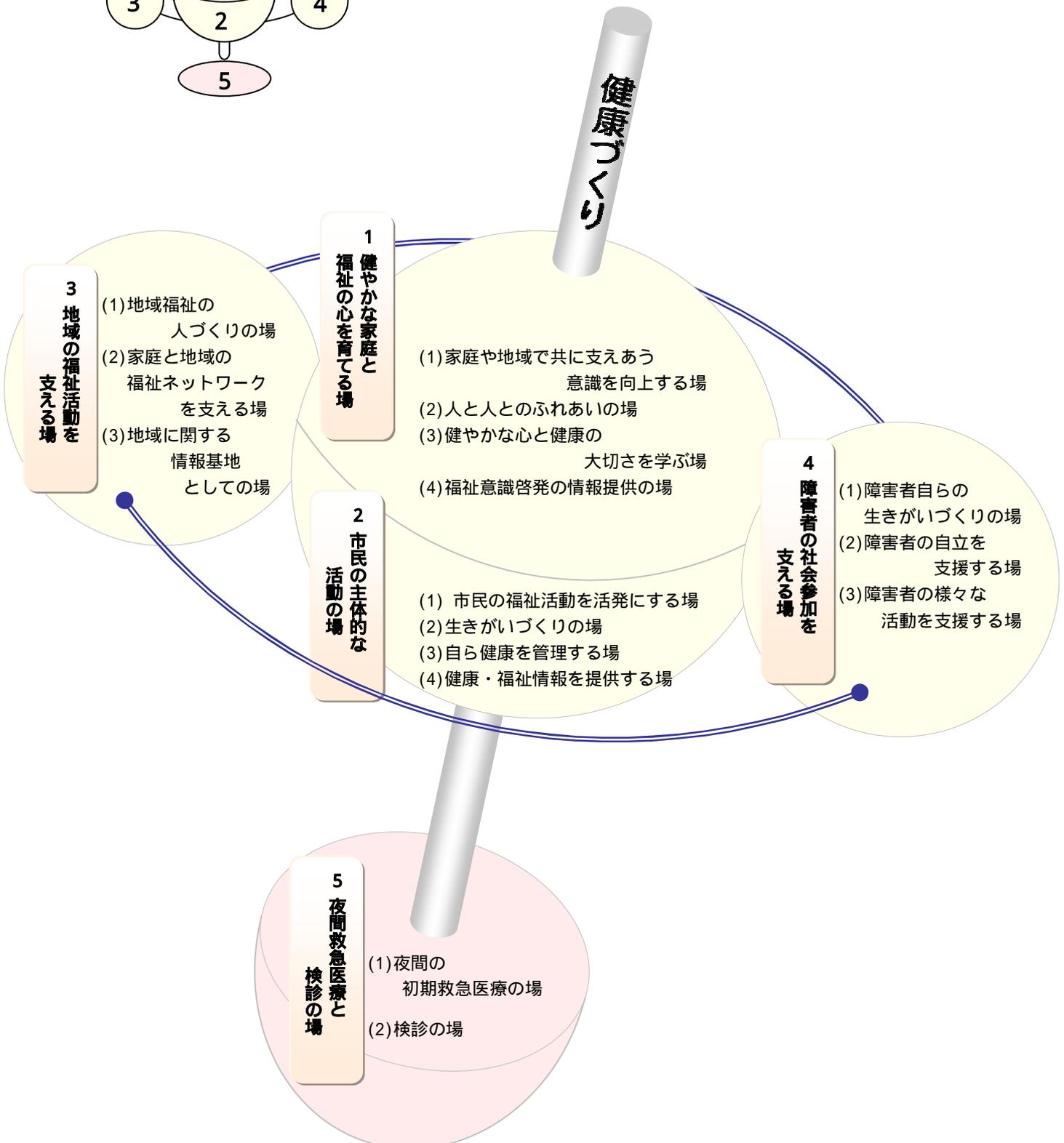
2 導入機能

(1) 機能の体系

5つの基本機能ごとに、2～4つの項目を中心として、互いに連携を図りながら展開する。



「健やかな家庭を築き地域の連帯が高まるよう支援する場」



【 機能と導入施設の構成 】

基本機能	導入施設 機能	地域福祉活動室	障害者支援・活動室	福祉ボランティア活動室	ふれあいギャラリー	多目的ホール	講座・研修室	健康増進ルーム	生きがい活動室	ふれあい交流室	相談・情報ギャラリー	夜間救急医療センター	その他(廊下・ラウンジ等)
		1 健やかな家庭と福祉の心を育てる場	(1)家庭や地域で共に支えあう意識を向上する場										
	(2)人と人とのふれあいの場												
	(3)健やかな心と健康の大切さを学ぶ場												
	(4)福祉意識啓発の情報提供の場												
2 市民の主体的な活動の場	(1)市民の福祉活動を活発にする場												
	(2)生きがいづくりの場												
	(3)自ら健康を管理する場												
	(4)健康・福祉情報を提供する場												
3 地域の福祉活動を支える場	(1)地域福祉の人づくりの場												
	(2)家庭と地域の福祉ネットワークを支える場												
	(3)地域に関する情報基地としての場												
4 障害者の社会参加を支える場	(1)障害者自らの生きがいづくりの場												
	(2)障害者の自立を支援する場												
	(3)障害者の様々な活動を支援する場												
5 夜間救急医療と検診の場	(1)夜間の初期救急医療の場												
	(2)検診の場 (昼間有効活用)												

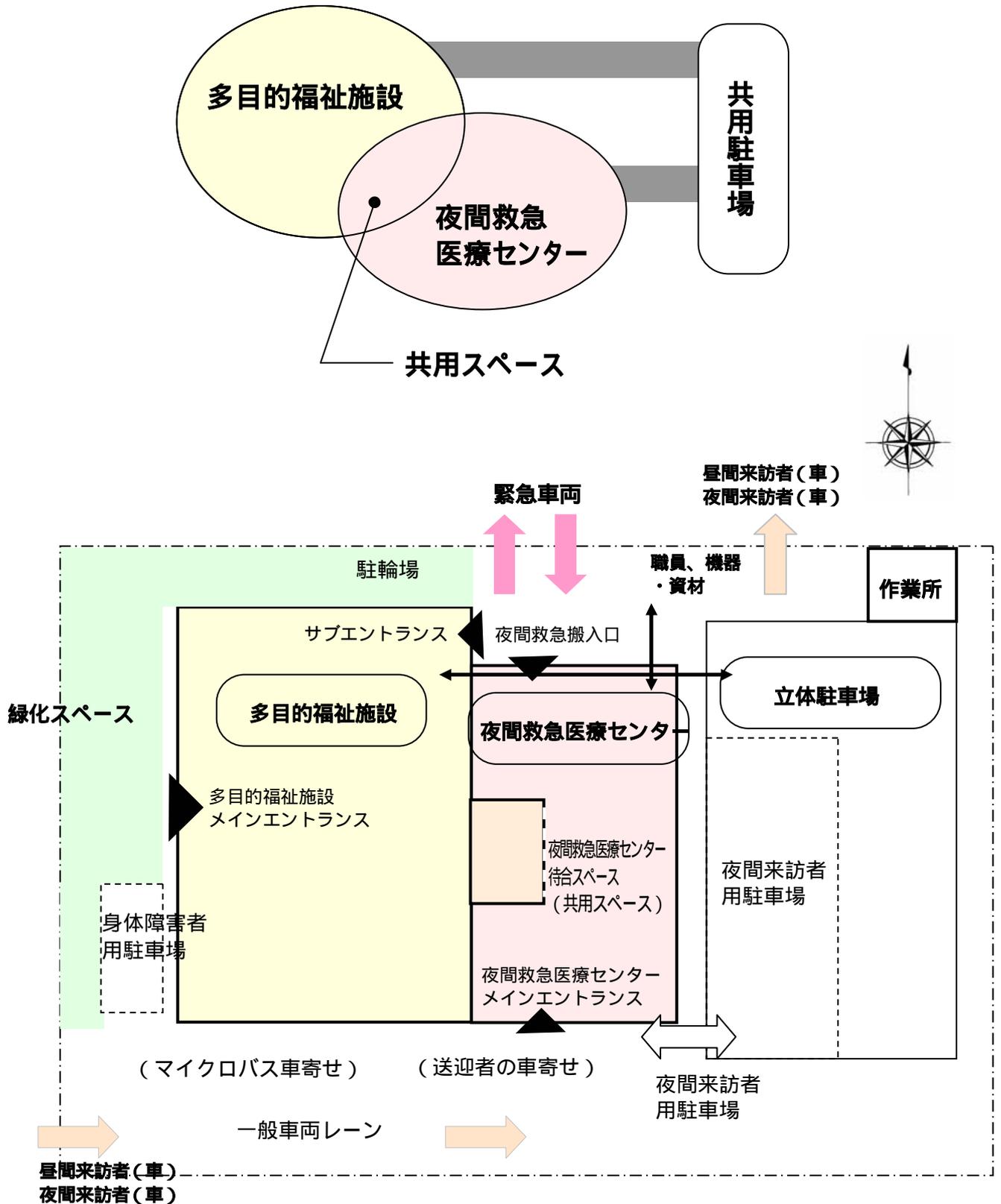
(3) 導入施設の内容

導入施設	性 格
地域福祉活動室	市民の自主的な地域福祉の取り組みを自由に進めるために必要な機器や情報が整っているスペース。
障害者支援・活動室	障害のある人の生きがいづくりや、社会参加を促すスペース。また、その活動支援のスペース。
福祉ボランティア活動室	福祉ボランティア活動が活発となるよう、必要な作業や事務を行うことができるスペース。
ふれあいギャラリー	学園通りを歩く人をはじめ多くの人々が気軽に立ち寄ることができるスペース。様々なふれあいが生まれるスペース。
多目的ホール	障害のある人も高齢者も誰もが参加できる集会や、講演会、体験実習が開催でき、室内軽スポーツも楽しむことができるスペース。
講座・研修室	支えあい助けあいの福祉の意識を高める講座や研修等ができるスペース。
健康増進ルーム	市民自ら健康を管理する場として、健康診断や、健康増進のための活動ができるスペース。
生きがい活動室	生きがいづくりを目的として楽しく就労活動や仲間づくりができるスペース。
ふれあい交流室	ふれあいを目的として誰もが気軽に交流するほか、ボランティアの舞台となるスペース。
相談・情報ギャラリー	市民が健康や福祉に関連する相談をしたり、自分にあった健康・福祉情報を得ることができるスペース。
夜間救急医療センター	夜間の初期救急医療（内科・小児科・外科）に対応したスペース。
その他（廊下・ラウンジ等）	障害のある人や高齢者に配慮したゆとりある動線を確保するほか、福祉等に関する様々な展示や情報提供ができるスペース。

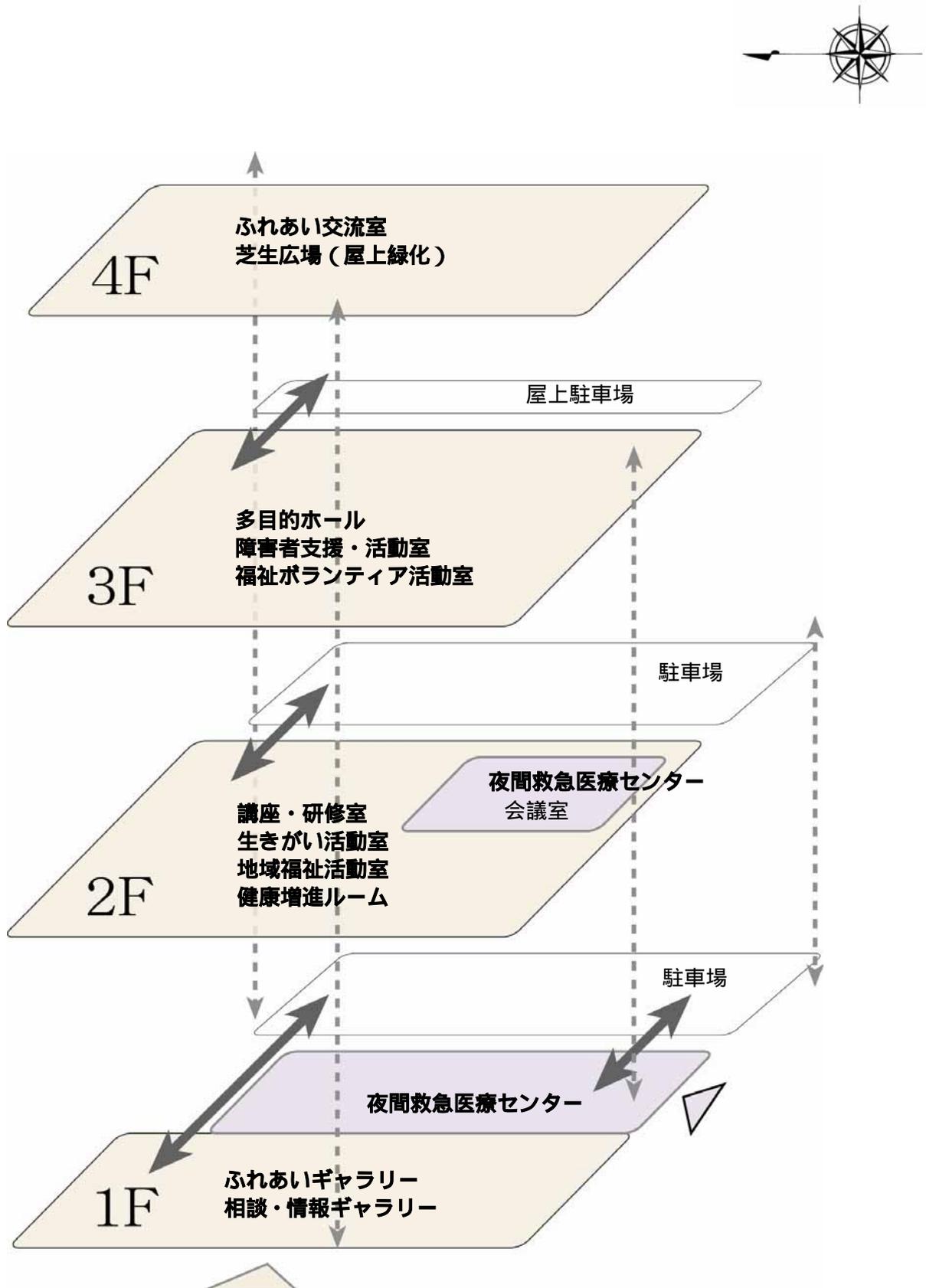
市民の安心、安全、健康増進という観点から、夜間救急医療センターの検査機能を有効に活用し、昼間の積極的な利用を図る。

3 施設配置

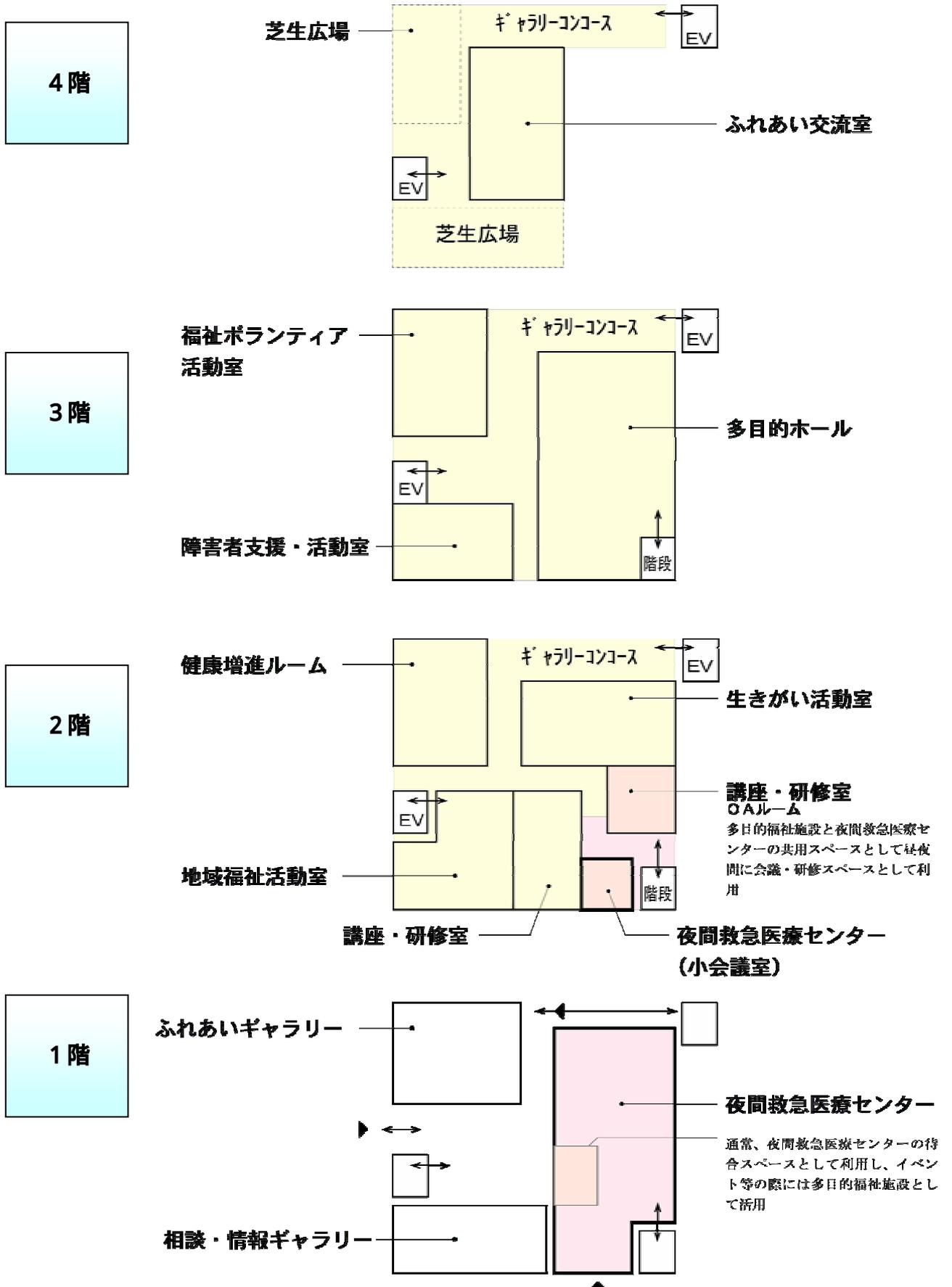
(1) 敷地全体の配置と動線



(2) 立体的な配置と動線



(3) 各階ごとの配置と動線



4 施設整備の進め方

(1) 複合メリット

健康増進機能を強化

障害のある人の活動の場の拡充

災害時の医療拠点としての活用

整備運営の効率化

(駐車場利用の効率化、会議室等の共用、効率的な一元管理、
施設整備・土地利用の効率化)

(2) 配慮事項

1) 人に優しい柔軟な施設としての配慮

○ユニバーサルデザインに配慮した施設とする

○木材などの自然素材のぬくもりを生かした施設とする

○時代のニーズに対応できる柔軟な設備を配備する

2) 景観・環境等への配慮

○周辺の街並み景観へ配慮する

○ISO 等の環境基準を遵守する

○省エネルギーや新エネルギーへ対応する

3) 視認性への配慮

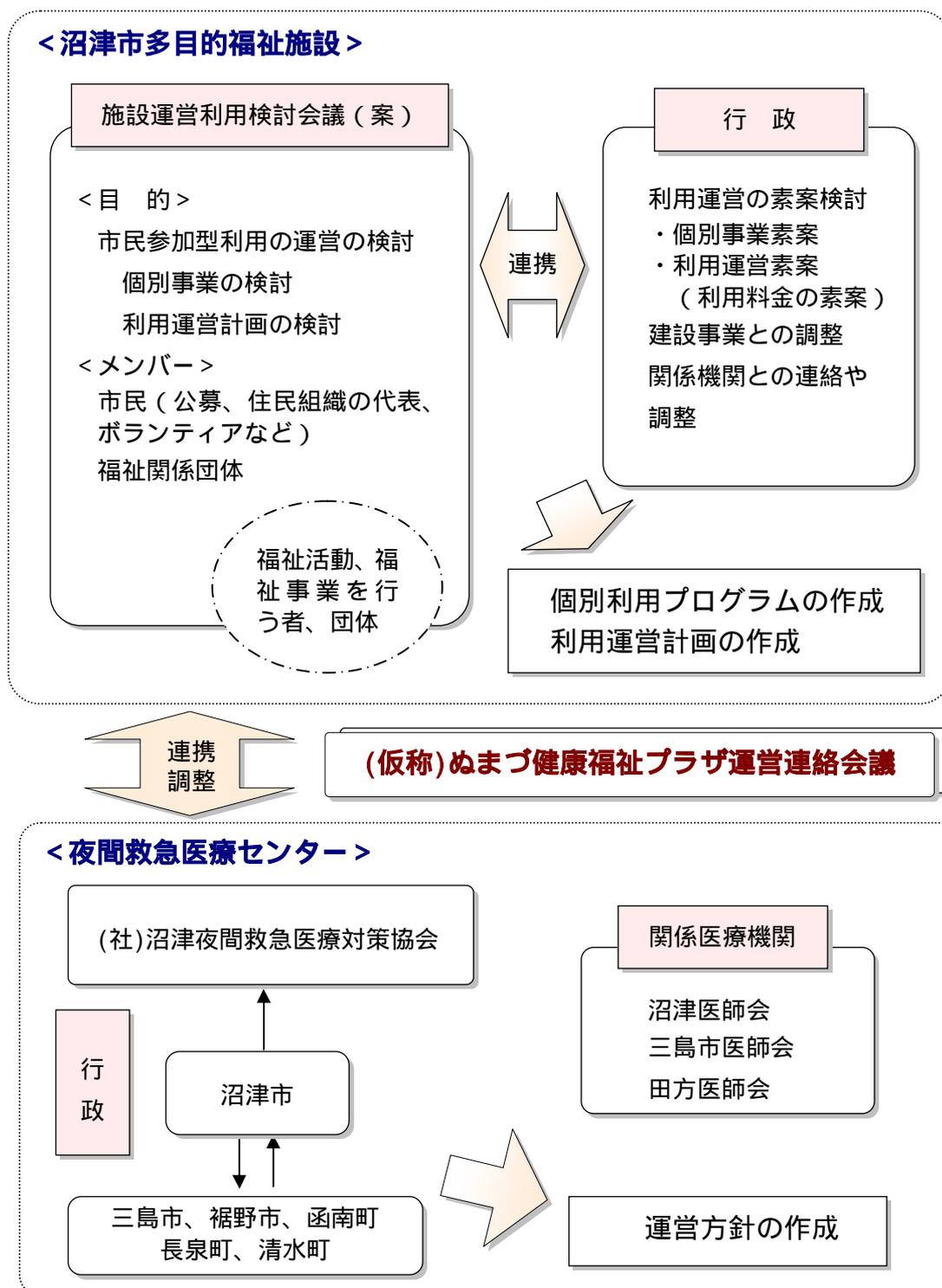
○必要なサイン、案内板の掲出等視認性に対し配慮する

(3) 施設運営・管理

市民が主体的に福祉のまちづくりを進めるための拠点となるため、福祉に携わる様々な市民や団体の連携、協力による市民参加型の運営の検討を進める必要がある。

夜間救急医療センターについては、関係自治体との連絡調整を十分に行い、円滑な運営を図る必要がある。

両施設の円滑な運営を図るために、定期的に連絡会議等を開催し、問題・課題への的確な対応を図る必要がある。



(4) 今後のスケジュール

今後の事業スケジュールは、概ね以下のとおり進めることとし、平成19年の供用開始をめざして事業を推進する。

